



(留意事項)

- いずれの場合でも、交付金の支払時期に差があるのみで、事業者への算定額には影響ありません。
- 実績報告書の提出時点で本交付金の要件（賃金改善等）を満たしていない場合、既に支払われた交付金の返還が必要となります。
- 申請は法人単位で提出いただくようお願いします。